

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

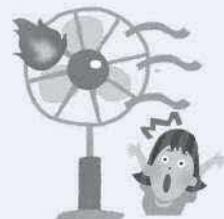
「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

古い扇風機から発火！

15年以上前に購入した扇風機を久しぶりに数時間使い続けたところ、羽根の付け根部分から火が出た。食卓テーブルの上に置いていたものが燃え、消火器で火を消したが、テーブルクロスに小さな焼け焦げができた。（当事者：90歳代）



【ひとこと助言】

- 家電製品は、長期使用に伴い部品や材料に劣化が生じ事故が起きることがあります。事故の予兆としては、過度な発熱、異常な音や振動、異臭、スイッチを入れても正常に作動しない等があります。こうした場合は、すぐに電源プラグをコンセントから外して、使用を控えるか、製造事業者等に相談しましょう。
- 製造から長期間経過した扇風機は、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。そのまま放置して出火に至った例もあります。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

消費生活 緊急情報

高齢者が契約トラブルにあっています。 屋根の点検商法にご注意！

突然、業者が訪問してきて「近所で屋根工事をしている者だが、お宅の屋根が剥がれているのが見えた。週末に台風が来るので、屋根のトタンが飛んだら大変だ。」と言われ点検を依頼した。業者から撮影した屋根の写真を見せられ、言われるがままに高額な屋根工事契約をした。後日、屋根工事が行われ、作業を見ていたところ、業者から家の中に入っているように言われた。使用していた材料が説明と違う気がしたが契約書面などは一切もらっていないので分からない。私はだまされたのだろうか。解約したい。



【ひとこと助言】

- 訪問販売の場合、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 点検を依頼してしまい、点検後に屋根工事を勧められてもその場で契約せずに家族や周囲の人に相談しましょう。不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

～茨城県消費生活センター「消費生活緊急情報」より抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】9月1日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379